

質問者氏名 須藤 甚一郎

目安時間 30分

- 1 砧野球場・砧サッカー場の工事には、なぜ指定管理者制度、競争入札、随意契約の3種類もあるのか。

目黒区の砧野球場・砧サッカー場の工事には、指定管理者制度、競争入札、見積合わせによる随意契約の3種類がある。目黒区は、共同事業

体「目黒体育協会グループ」と年間31,101,000円で管理運営業務の基本協定を締結している。しかし、「不可抗力」（天災〈地震、風水害等〉、人災〈戦争、テロ、暴動等〉による施設及び施設設備の損傷並びに被災者に対する責任）は管理運営業務に該当せず、目黒区が費用を負担し、競争入札か随意契約で復旧工事を行うことになっている。

（被害状況）平成29年10月22日から23日にかけて台風21号で、目黒区の砧野球場・砧サッカー場が使用できなくなる被害を受けた。区のスポーツ振興課によれば、被害状況は野球場、サッカー場は全面冠水。グラウンド内に小石、草木等の漂着物が堆積し、グラウンド内の土も流失したため、使用できない状況になった。

10月23日より復旧工事が終了するまで当面の期間、利用中止としたことから、砧野球場・砧サッカー場での体育祭は中止となった。

（臨時休場期間）平成29年10月23日（月）から平成30年3月31日（土）まで

（今後の予定）秋季体育祭の予定が入っているが、現状では復旧の見通しが立っていないため、目黒体育協会と協議し比較的被害の少ない野球場A、B面から優先して復旧工事を行う予定。29年11月から30年3月末まで工事契約、復旧工事予定。スポーツ振興課では、現在、業者の見積合わせを行っているという。

- (1) 年間3,100万円余で指定管理者と管理運営業務契約をしていますが、不可抗力の集中豪雨等が頻発するのでは、管理運営業務とは別途、改修費等を支出しなければならず、指定管理者が役立たずになる。別の契約方法を検討すべきであるが、青木区長はどう考えるか。
 - (2) 目黒区の野球場、サッカー場の復旧工事に、なぜ4カ月余もかかるのか。多摩川の下流にある大田区の野球場、テニスコートも台風21号で冠水したが、復旧工事は1カ月である。目黒区は見積合せの段階ならば、工事期間は短縮できるはずだが、青木区長はどう判断するか。
 - (3) 多摩川の河川敷には、まだ未利用地や東京都が利用している箇所もある。「都民ファースト」と大見得を切った小池知事なのだから、都民の少年たちのために理解してくれるはずだが、青木区長よ、小池知事と直談判してくれませんか。
- 2 区職員の生活保護受給者の預金着服事件は、ずさんな管理が原因だ。

きちんと管理していれば防止できた。

言語道断のひどい事件である。健康福祉部生活福祉課職員（50代男性）ならば、自分では金銭管理もできないで、施設にいる70代男性を真っ先にお世話すべきではないか。それなのに今年7月27日から11月1日の間に、生活保護受給者の通帳、印鑑を隠し持ち、延べ4回、32万円を着服した刑事事件である。

この32万円は発覚後に返済した。返済して済むものではない。さらに、この職員は他に平成27年1月21日から同年3月31日まで延べ6回、合計27万円を着服したことを自白した。トンデモナイやつである。本来ならば、直ちに逮捕され、刑事事件として身柄を拘束され捜査されるべきではないのか。

目黒区の管理は極めてずさんそのものだ。受給者の通帳、印鑑をしっかりと管理していれば、この事件は防げた。

青木区長に聞く。

- (1) 青木区長は、新聞のコメントで「早急に全容解明するよう調査を進めるとともに、再発防止策を実施する」（東京新聞11月2日）とあるが、全く説得力がない。目黒区は、受給者の金銭管理を外部委託をしていながら、きちんとチェックしなかったため、今回の事件が起きた。区長は事件が発生してから、再発防止を実施すると述べたが、「泥縄」（つまり「ドロボーが入ったあとに、捕まえる縄を造る」のことわざ）以下だ。この職員は以前にも同じことをやっていた。区民に頭を下げるだけではダメだ。最高責任者として、今回の事件をどう受け止めているのか。
- (2) 青木区長になってからの懲戒処分リストを人事課に作成してもらった。出勤データ改ざん、痴漢事件は何回も、盗撮事件、収賄事件、通勤手当不正、収賄事件、酒気帯び運転などドッサリある。青木区長は、その都度、鸚鵡（オウム）や九官鳥のように「再発防止、再発防止」を繰り返した。もう聞きあきた。

区長に聞く。もっと実のある解決法はないのか。

質問者氏名 竹 村 ゆうい

目 安 時 間 30分

1 目黒区公式ツイッターの効率的な運用について

目黒区では、2010年10月より「目黒区広報課」アカウントを目黒区公式ツイッターアカウントとして運用を開始しています。

多くの自治体が広報ツールとしてソーシャルメディアを活用していますが、目黒区が活用しているのはツイッターのみです。

ソーシャルメディアは、運用する自治体の目的としては、公的な情報発信・自治体のイメージアップ・地域の活性化・観光客の増加など様々ありますが、情報を受け取る住民にとっては、生活の中で最も手軽に触れられるツールであり、自治体側が何をやっているかを詳しくタイムリーに知ることができる重要なコミュニケーションツールと言えます。

- (1) 目黒区の広報ツールとして、公式ツイッターをどのように捉えてどの程度重要視しているのか伺います。
- (2) 広報として情報発信する上で、区民の求める情報となるようにどのような工夫をされているのか伺います。
- (3) ツイッター運用の最大のメリットである情報の即時性を活かすべく、情報発信のタイミングや情報の再発信など、さらなる効率的な運用を検討すべきと考えますが、伺います。

2 目黒区公式フェイスブックページの導入について

公式ツイッターだけでなく、公式フェイスブックページを運用している自治体が増えています。

画像や写真、動画の投稿によってより幅広い情報発信が可能で、インサイト（分析機能）によってユーザーの反応やアクティブな時間帯等も細かく把握することができます。

目黒区公式フェイスブックページの導入について伺います。

質問者氏名 たぞえ 麻 友

目 安 時 間 45分

- 1 独自の財源を確保しながら、街のにぎわいとつながりをつくる公園像とその仕組みについて

【パネル使用】

公園はみどりと触れ合える区民の憩いの場であり今後も活性化に努めてほしいと思う一方で、その維持管理についてはこれ以上の手間と費用をかけることは困難な状況だと感じている。国は都市の緑地について、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくことを目的に都市緑地法等を改正した。その中では、「民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設」などの手法がうたわれている。

- (1) 「目黒区みどりの基本計画」の施策の中に、「指定管理者制度等の活用：指定管理者制度やNPO等の活用を継続するとともに、更なる拡充を検討し、公園等の魅力向上を図ります」、「公園活用提案制度の検討：住民活動のある公園や公園の改修・新設の機会を捉えて、区民や事業者から公園活用に関する提案を募集し、実現を支援する仕組みを検討します」とありますが、現状と今後の見通しを伺います。
- (2) 公園に「民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設」をすることについて、区の見解を伺います。

2 福祉サービスに関する情報が集まる区役所づくりについて

【パネル使用】

区が行なっている事業の中には、かかる費用は異なるが民間でも似たサービスを提供するものもある。例えば、保育園であれば認可に対して認可外、特別養護老人ホームに対して有料老人ホームなど。区庁舎に来庁する方は区の事業についての相談や申請に来る方が大半だと思うが、その目的としては、保育園であれば子どもを預けられる施設を知りたい、介護が必要な親を安心して預けられる施設を知りたい、である方もいる。区で区の事業をご案内することは当然のことだが、区が民間のサービスについても何らかの情報提供ができれば、区民にとって情報収集の場所となると考える。

他の自治体や事業者が行なっている広報の事業を参考に、目黒区でも区庁舎の中や配布物に民間サービスの情報を提供できる仕組みを構築していただきたいが、いかがか。

質問者氏名 広 吉 敦 子
目 安 時 間 30分

1 保育の質を高めるために

各自治体では待機児童対策として保育園整備を進めていますが、その目標数値の考え方などは示されていません。今年の4月、豊島区は保育所整備と併せ預かり保育を充実させて待機児童数ゼロを達成しました。すべての子どもたちを対象にした支援を考えた場合、保育所定員を就学前人口の半数とし、保育所を希望しない親子に対する支援は一時保育や子育て広場など、親子が交流できる地域子育て支援拠点整備を進めることが理想だと考えます。それにより保護者の選択肢は広がり、自分の生活状況に合わせた選択ができます。

目黒区の就学前人口は13,500人(2017年10月1日現在)で、現在、保育園に通う子どもの割合は37.3%です。今年、保育所待機児童対策の取組方針を改定し、4年後には8,041人を定員目標としました。就学前人口のおよそ半数の保育所定員となることから、今後は保育の質を高めることと、その他の子育て支援事業に取り組むべきです。そして、妊娠、出産しても働き続けられる仕事、職場、家庭、地域環境を作っていかなければなりません。

待機児童対策と同時に問われるのが「保育の質」ですが、時間延長や英語や体操などの「保育サービス」ではなく、子どもの権利の視点での、子どもの成長発達を支える「子ども支援」の質を上げるべきだと考えます。目黒区は保育園巡回指導や保育施設相互の情報交換などを実施していることは評価しますが、親支援ではなく、「子ども自身の育ち」を育む「子どもの権利」の視点が入っているかが重要な点です。それには第三者の目で評価することは重要と思われます。

- (1) 保育園整備は就学前人口の半数程度の定員が相応しいと思うが、いかがでしょうか。
- (2) 目黒区子ども条例を新規開設園や既存園の事業者や職員は理解しているのか、チェックする体制はできているのでしょうか。また、保護者にも「めぐろの保育園ガイド」の中に子ども条例の記述を入れて、理解を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。
- (3) 東京都は保育園事業者が福祉サービス第三者評価に継続的に取り組

むことを推進しており、少なくとも3年に1回以上受審することを勧めています。保育所には自己評価を行うことが努力義務となっていますが、第三者評価として外部の視点を入れることは保育の質を高めることにつながると思います。目黒区には第三者評価を受審していない保育所もあるため、子どもにとっての「保育の質」を高めるためには、受審施設数、受審回数などを増やすべきだと思うが、いかがでしょうか。

2 介護者支援

介護を担う介護者は、ヤングケアラーやダブルケア、老老介護等多様化してきています。介護している人たちに「あったらいいな。こんなサービス」を聞いたところ、「見守り、ゴミ出しや草取り、話相手」などのちょっとした支え合い・助け合いを望んでいました。現在目黒区には、5地区に1つずつ介護者の会や3カ所のコミュニティカフェがあり、どちらもボランティアによる自主運営で月に1回開催されています。また、定期的に行われるボランティア連絡会で情報共有を図り、毎年12月に「介護者のつどい」が開催され、広く一般の方たちと介護に関わる現状や情報を共有する機会となっていることは、大変意義のあることだと思います。今後、高齢化が進むにつれ在宅介護を支える仕組みは整えていかななくてはなりません。そこで聞きます。

- (1) 地域のボランティアや活動団体などが課題やニーズを共有し、どういった支援が必要か、どんな取り組みができるか話し合う機会をつくるのも必要かと思いますが、いかがでしょうか。
- (2) 多様な介護の実態についてどのように把握され、対策はどのように考えているのかお聞きします。
- (3) 地域の中の苦情対応や認知症高齢者の保護など、警察に持ち込まれる案件には福祉の対応が必要な事例が増えているが、地域包括支援センターとの連携はできているのかお聞きします。

質問者氏名 飯 田 倫 子

目 安 時 間 5 0 分

1 医療制度・介護制度の改正に向けて

平成30年度は6年に一度迎える医療制度・介護制度の同時改正の年に当たる。国は高齢化の進む現状に当たり、改正内容を検討している。本区でもそれに向けて準備をされていると思うが、以下質問する。

(1) 「自立支援の重視」の方向性に対応する人材確保が重要であるが

ア 自立支援のための生活機能訓練に向けては、どのような人材を考えていくのか、また人材確保について考えているか。

イ 在宅要介護者の自立を促し、生活のQOLを確保するためには口腔の衛生が大切であるが、歯科衛生士による介護者向けの研修を実施するべきと考えるが、いかがか。

(2) 今回の改正内容では、「自立支援」に積極的な取り組みを行う自治体に対し、国が財政支援を行うというインセンティブが実施されるが、本区では各方面とどのように検討していくのか。

2 コミュニティ推進と区有施設について

本区では区民を取り巻く社会状況が著しく変化したことを踏まえ、28年に地域政策室を設け、コミュニティ施策の進め方を見直した。12月25日には、そのまとめの案を公表する予定になった。一方で、区有施設の見直し計画案も29年に策定され、前期5年間の3つの目標は「施設機能に着目し見直す」、「低未利用スペースの有効活用の徹底」、「区民センターの検討」としたが、この二つの計画見直しはリンクして行われるはずであったので、コミュニティ施策の推進案が公表されるのは早いと思うが、以下質問する。

(1) 区内22カ所ある住区センターは大事な区有施設であるが

ア 地域活動団体の住区住民会議の活動拠点であり、地域協議の場として長らく維持され、その管理も住区住民会議に委託されてきたが、今までのコミュニティ効果の検証はされたか。また今後も「施設利用率向上」や、「低未利用スペースの有効活用徹底」の目標達成も、管理ために住区住民会議に、区としてどのような指導や提案を行っていくのか。

イ 住区センターが建てられてから年数が経っており、会議室の他に

併設のIHの整った調理室など、利用頻度の低下傾向のあるスペースが多々見受けられるが、区有施設見直しの所管はこれをどう受けとめているか。

ウ コミュニティ施策を推進するためには、住区センターの建物の主な管理者であり活動団体である住区住民会議と腹を割って話し合い、しっかり見直してから大事な区有施設である住区センターの近代化・多機能化・複合化・長寿命化を計画すべきと思うが、いかがか。

(2) 区有施設についての働き方改革・女性活躍への対応について

区有施設の見直しが行われ、統合や配置方法の変更が見受けられる可能性があるが、働き方向上や職員の連携を考えると、区有施設に関しては、男女ともに応分のスペース確保が必要と考えるが、いかがか。

質問者氏名 佐藤 ゆたか

目安時間 35分

1 マイナポータルの活用について

公明党は、マイナンバーを活用した子育て関連手続の簡素化を推進しております。マイナンバー個人向け専用サイト「マイナポータル」では、今年10月より一部の自治体で、24時間どこからでも保育や児童手当・児童扶養手当、母子保健に関する電子申請の「子育てワンストップサービス」が始まっております。電子申請が可能なマイナポータルにより、わざわざ区役所に出向かないで済むようになり、個々のサービス検索や個人情報の確認だけでなく、また児童手当の現況届や予防接種など忘れがちな手続情報も（プッシュ型お知らせ）事前に受け取ることができるようになりました。

今月13日からは、番号（マイナンバー）制度情報連携の本格運用が開始され、手続に必要な添付書類の省略が可能となり、簡単に届けができるようになりましたが、目黒区ではマイナポータルで制度案内や届出書等のダウンロードサービスだけとなっております。区民の方がマイナポータルを利用して、いつでも・どこでも利用できる環境に整える必要があると考え、以下質問いたします。

(1) マイナポータルでの「電子申請」と「プッシュ型お知らせ」ができ

る環境整備が必要と考えますが、所見を伺います。

- (2) LINEでマイナポータルが子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）を開始すると聞いておりますが、LINEでも電子申請が可能になることにより、マイナンバーカード取得が一段と進むと考えられますが、所見を伺います。

2 セーフティプロモーションスクール（SPS）認証制度導入について

2001年6月に大阪教育大学付属池田小学校で発生した児童8人が犠牲となった殺傷事件を教訓に、子ども達の心のケア、トラウマからの回復や学校危機管理を目的として、大阪教育大学内に学校危機メンタルサポートセンターが発足されました。「生活安全・災害安全・交通安全」の3分野を学校安全の基軸に据えた認証制度「セーフティプロモーションスクール」をつくり、安全な教育環境づくりに取り組む学校を認証します。学校の安全対策を改善しながら充実させていく制度として、文部科学省もこの取り組みを評価し、認証経費の補助金を出すなど後押ししております。

「セーフティプロモーションスクール」とは、現場教員による「学校安全コーディネーター」を中心に、地域の専門家と連携したチーム学校を編成して、3つの分野を、「組織、方略、計画、実践、評価、改善、共有」という7つの指標の改善サイクルを回し、スパイラルアップさせて、学校安全の推進を図ります。その実践と成果を、学校から家庭へ、地域へ、さらには近隣の学校へと発信し共有していこうとすることが、地域の安全に結びつくと考えております。目黒区も通学路の安全対策、地域の見守り、いじめ対策、学校防災マニュアルなど独自の取り組みをしておりますが、SPS認証を受けることで地域の安心につながり、犯罪等が起きにくい環境に高めていけると考えますが、所見を伺います。

3 公共施設のAEDについて

総合庁舎など公共施設は不特定多数の方が利用する施設ですが、そこに設置されるAED（自動体外式除細動器）は、施設が開館されている時にしか利用ができず、いざという時に取り寄せられない場面もあります。

そこで以下質問いたします。

- (1) 公共施設の場合は、24時間、いつでもAEDを使用できるように

しておくべきと考えますが、公共施設の外部壁面等に設置することができないか、所見を伺います。

- (2) 区のHPには、AEDの設置施設・場所が記載されており、また、民間企業などに一般財団法人日本救急医療財団がAEDの登録を呼びかけております。財団で紹介する全国AEDマップで、目黒区内公共施設の設置場所は確認できますが、使用可能日、時間帯までは記載されておらず点検担当者も確認できません。AEDの機器精度（信頼度）は低いままでは実践に役立つか不明です。区民の方が、いざという時に安心して利用できるよう情報を更新し、信頼度を上げるべきと考えますが、所見を伺います。

質問者氏名 小林 かなこ

目安時間 45分

1 区内における無電柱化推進について

- (1) 東京都は、今年6月に東京都無電柱化推進条例を制定し、同条例は9月1日に施行された。現在本区では、平成17年に改定した電線類地中化整備基本方針に基づいて事業を進めているところであるが、区の電線類地中化整備基本方針の見直しについての現状を伺う。
- (2) 現在進められている東邦大学大橋病院前の無電柱化事業は、低コスト手法ではなく、従来手法で進められている。今後の本区の無電柱化事業において、低コスト手法を取り入れることについての区の見解を伺う。
- (3) トランスボックスのラッピングは、落書き防止・景観とのマッチング・商店街振興などの効果が期待されることから、試験的に導入してその効果を検証すべきである。昨年の決算特別委員会から1年が経過しているが、商店街への意見聴取や区側からの提案がなされたか、進捗を伺う。

2 道路占用料について

- (1) 本区における事業者の道路占用に伴う占用料徴収金額は、昨年度は10億円余、平成27年度は9億5千万円余、平成26年度も9億5千万円余と継続的かつ安定的な貴重な税収となっているが、昨年度の

占用料10億円余について、電力・NTT・ケーブルテレビ・有線放送事業者など、事業者別の内訳を伺う。

- (2) 今年10月26日、九州電力株式会社において電線類に関する道路占用許可の申請漏れが発覚した。本区でもこのような占用料未徴収事案が潜在しているのではないかと懸念しているが、区の見解を伺う。

以 上